## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<ul><li>○ 知事</li></ul>	市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	湯前町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	9–1	
	http://www.town.yunomae.lg.jp/index.php?type=article&mode=articleList&categoryid= 13	

執行機関名 湯前町長

## 子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	湯前町子ども医療費の助成に関する条例(平成4年条例第19号)による子ども医療 費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第2の項湯前町子ども医療費の助成に関する条例(平成4年条例第19号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	湯前町子ども医療費の助成に関する条例(平成4年条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び <u>健全な育成と子育て支援</u> を図るため、 <u>子ども</u> の医療費の一部負担金を助成することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯前町子ども医療費の助成に関する条例(平成4年条例第19号)